

## 審査基準整理票

処分名	動物の飼養又は収容の許可		
根拠法令名	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）	（条項）	第9条第1項
基準法令名	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）	（条項）	第9条第2項
	滋賀県化製場等に関する法律施行条例（昭和59年条例第13号）	（条項）	第9条及び別表第3
所管部署	健康福祉部衛生課動物愛護センター		
標準処理期間	14日	法定処理期間	－日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【動物の飼養又は収容の許可の審査基準】</p> <p>・掲載図書等【】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>動物の飼養又は収容の許可は、化製場等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、申請に係る施設の構造設備が滋賀県化製場等に関する法律施行条例別表第3に規定する動物を飼養し、又は収容するための施設の構造設備の基準に適合している場合に行う。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>化製場等に関する法律</p> <p>第九条第一項 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>[基準法令]</p> <p>化製場等に関する法律</p> <p>第九条第二項 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。</p>			

滋賀県化製場等に関する法律施行条例

(動物の飼養又は収容のための施設の構造設備の基準)

第九条 法第九条第二項の条例で定める前条各号に掲げる動物を飼養し、または収容するための施設の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準は、別表第三のとおりとする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。